

# 大阪府グリーン配送適合車ステッカー交付等要領

## 第1 趣旨

この要領は、大阪府グリーン配送実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項及び第3項に規定する大阪府グリーン配送適合車ステッカー（様式第1号）、大阪府グリーン配送適合車届出済証の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 対象者等

大阪府グリーン配送適合車ステッカー及び大阪府グリーン配送適合車届出済証の交付に係る対象者、対象車両は、次のとおりとする。

- 対象者
- ① 物品納入業者等（物品納入業者又は物品納入業者の委託を受けて配送を行う事業者）
  - ② 物品納入業者等となる可能性のある事業者

対象車両 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車）  
ガソリン自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）  
LPG自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）  
ディーゼル自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）

## 第3 交付方法等

- (1) 対象者には、車両1台ごとに、大阪府グリーン配送適合車届出書（様式第2号）を環境農林水産部環境管理室交通環境課に提出させるものとする。  
提出にあたっては、当該車両が対象車両かどうかを確認するため、自動車検査証の写しを提出させるものとする。
- (2) 対象車両であることを確認したときには、届出者に対して大阪府グリーン配送適合車ステッカーを交付するものとする。  
また、受領した大阪府グリーン配送適合車届出書に大阪府受付印及び対象車両の区分（低公害車、ガソリン自動車、LPG自動車又はディーゼル自動車）並びに大阪府グリーン配送適合車届出済証の印を押し、その写しを大阪府グリーン配送適合車届出済証として届出者に交付するものとする。
- (3) 大阪府グリーン配送適合車届出済証の交付後、大阪府グリーン配送適合車届出書に記載した事項（住所、電話番号、事業者名等）に変更がある場合、届出者に対して、環境農林水産部環境管理室交通環境課に変更届（様式第3号）を提出させるものとする。  
なお、交付した大阪府グリーン配送適合車届出済証に記載された車両を使用しなくなったとき（廃車、転売等）には、届出者に対して、大阪府グリーン配送適合車届出済証を環境農林水産部環境管理室交通環境課に返却させるものとする。

## 第4 大阪府グリーン配送適合車届出済証の提示等

物品調達機関への物品の配送業務に自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合に、対象者に対して大阪府グリーン配送適合車届出済証の携行を求め、要綱第3条第4項に規定する検品の際に、物品調達機関に提示させるものとする。

附 則

この要領は、平成 13 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)



(様式第2号)

## 大阪府グリーン配送適合車届出書

平成 年 月 日

大阪府知事様

届出者住所

電話番号

氏名

〔法人にあっては  
名称及び代表者の氏名〕

下記の車両について、大阪府グリーン配送適合車として届出をします。

車両番号 (記入例：大阪44あ1234)	区分 (該当する欄に√をしてください。)
	<input type="checkbox"/> 低公害車 (電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車) <input type="checkbox"/> ガソリン自動車 (ただし、車種規制非適合車を除く) <input type="checkbox"/> LPG自動車 (ただし、車種規制非適合車を除く) <input type="checkbox"/> ディーゼル自動車 (ただし、車種規制非適合車を除く)

(注意事項)

※ 車両1台ごとに自動車検査証の写しを添付の上、大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課へ提出してください。

大阪府受付印

大阪府受付印

(様式第3号)

## 変 更 届

平成 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

届出者 住 所

電話番号

氏 名

〔法人にあっては  
名称及び代表者の氏名〕

平成 年 月 日付けで提出した大阪府グリーン配送適合車届出書の内容について、変更の届出をします。

変 更 事 項	事業者名・住所・電話番号・その他
変 更 前	
変 更 後	
変更年月日	

※ 該当する変更事項全てに「○」をつけて、変更内容を記載して下さい。